eラーニングサービス

IATF 16949:2016 規格解説コース開講

自動車産業に特化した品質マネジメントシステムの国際規格「IATF 16949:2016」を、時間や場所を気にせず、自分のペースや理解度に合わせて学べるeラーニングサービスです。規格の概要をはじめ、要求事項の内容や製品設計プロセス、製造プロセスなどで押さえておくべきポイントを学べます。

こんな方に最適！
- 規格をはじめて学ぶ方
- 規格を学びたいが時間や場所に制約がある方
- 規格の知識定着を目指す方

書籍表紙

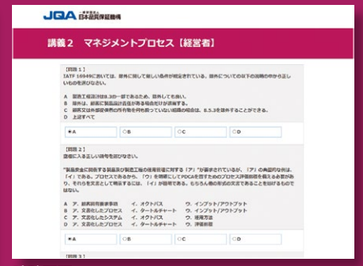

試験画面

POINT
- インターネット接続のパソコン環境※1があれば、時間や場所を選ばずに受講できる。
- 規格に精通したJQA審査員が作成しており、内容が充実している。
- 事前学習※2後、講義を受講するので、知識の定着に役立つ。

※1 スマートフォンやタブレットでの動作は保証いたしかねます。
※2 教材として、書籍「IATF 16949:2016解説と適用ガイドIATF承認取得及び維持のためのルール第5版対応」を熟読いただきます。

提供事業者：一般財団法人 日本品質保証機構
構　　成：全8講義（標準受講時間:1講義あたり60分、計480分）
価　　格：受講者1名（1 ID）につき18,000円（税抜）

※価格には、書籍「IATF 16949:2016 解説と適用ガイド IATF承認取得及び維持のためのルール第5版対応」の代金を含みます。
※一度に5 ID以上をご購入いただくと割引価格が適用されます。
※当機構でIATF 16949（ISO/TS 16949）をご登録の組織の方にはご購入総額に対して10%が割引されます。

当機構ウェブサイトからお申し込みください。 JQA eラーニング 検索

R70 古紙パルプ配合率70%再生紙を使用
VEGETABLE OIL INK
本誌は、印刷インキに「植物油インキ」を使用し、古紙パルプ配合率70%再生紙へ水なし印刷方式で印刷しています。水なし印刷方式は仕上がりが美しく、有害物質を含む排水を出しません。

JQA マネジメントシステム情報誌
2018 Vol.29

ISO NETWORK

特集Ⅰ
労働安全衛生マネジメントシステム ISO 45001
第一部 労働安全衛生マネジメントシステム ISO 45001発行
第二部 労働安全衛生マネジメントシステム ISO 45001を読む
審査事業センター 環境審査部 参与
労働安全衛生審査リーダー 松倉 宏行

特集Ⅱ
HACCP制度化とJQAの食品安全マネジメントシステム認証
審査事業センター 品質審査部
食品安全審査リーダー 川﨑 真由美

特集Ⅲ
個人情報保護マネジメントシステム JIS Q 15001: 2017の発行
審査事業センター 情報審査部 部長 秋山 宏幸
JIS Q 15001審査員 中村 春雄

規格情報
ITサービスマネジメントシステム ISO/IEC 20000-1改定

Business Frontline
JQAの教育サービス案内
マネジメントシステムを推進する人材をどのように育成していますか。

一般財団法人 日本品質保証機構

JQA マネジメントシステム情報誌
ISO NETWORK 2018 Vol.29

Contents

4 特集 I 労働安全衛生マネジメントシステム ISO 45001

第一部
労働安全衛生マネジメントシステム ISO 45001発行

第二部
労働安全衛生マネジメントシステム ISO 45001を読む

審査事業センター 環境審査部 参与
労働安全衛生審査リーダー 松倉 宏行

16 特集 II HACCP制度化とJQAの食品安全マネジメントシステム認証

審査事業センター 品質審査部
食品安全審査リーダー 川﨑 真由美

23 特集 III 個人情報保護マネジメントシステム JIS Q 15001: 2017の発行

審査事業センター 情報審査部 部長 秋山 宏幸
JIS Q 15001審査員 中村 春雄

27 規格情報 ITサービスマネジメントシステム ISO/IEC 20000-1改定

28 Business Frontline JQAの教育サービス案内

マネジメントシステムを推進する人材をどのように育成していますか。

ISO NETWORK のコンテンツは国立国会図書館の電子図書館（インターネット資料収集保存事業）にコレクションされています。なお、ISO NETWORK の前身である ISO ニュースも第 10 号より保存されています。

国立国会図書館 National Diet Library

ISO NETWORK のコンテンツは JQA のホームページ（http://www.jqa.jp）にも掲載しております。バックナンバーも含めてご利用いただけます。

特集Ⅰ

第一部

労働安全衛生マネジメントシステム ISO 45001発行

ISO 45001は、労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS: Occupational Health and Safety Management System）に関する初のISO規格です。この規格は2018年2月現在開発中で、最終国際規格案（FDIS）の段階にあります。2018年3月に国際規格ISO 45001:2018として発行される見通しです。

JQA審査事業センター 環境審査部 参与 労働安全衛生審査リーダー 松倉 宏行が、ISO 45001制定の背景と注目すべき点、組織がISO 45001を活用するための要点を解説します。

審査事業センター
環境審査部 参与
労働安全衛生審査リーダー
松倉 宏行

職場における安全で健康的な労働環境を整える環境づくり

働く人(*)が安全で健康的に働くことができる職場環境を整えることは、あらゆる組織にとって最も重視すべきテーマの一つです。少子高齢化が進み労働人口が減少するわが国では、労働災害（働く人の負傷、疾病、障害、死亡）が起きると、事業を行う組織は貴重な人材を減らすことになり、業務上の支障が起きるばかりか、社会や取引先からの評価を下げ、信頼、信用を損なうことになる可能性もあります。

働く人の安全と健康について、日本では主に労働安全法規の整備と組織内の現場における安全管理によって成果をあげてきました。従来は終身雇用制をはじめとする日本的な職場環境のもと、安全教育や安全意識の浸透、職場内のコミュニケーションが取りやすかったことも、安全管理の効果を高めていました。この結果、近年では死亡災害はかなり減少してきています。しかし、死亡に至らない重大災害の件数をみると、近年は減少傾向が下げ止まりし、横ばい状態になっています。長く続いた企業業績の停滞や労働人口の減少のなかで、作業者不足や後継者問題の顕在化、教育の時間が取れなくなったことなどが原因とみられています。

一方、欧米の先進国では、従来から外国人労働者が多く、言語や習慣が異なるため、作業手順もマニュアル重視で、現場におけるボトムアップ型の安全管理が難しい状況にありました。しかし、日本に比べて安全管理には不利な状況であるにもかかわらず、欧米先進国の労働災害数の減少は、日本と変わらない成果をあげています。これは、日本のような現場での対処に依存した安全管理ではなく、リスクアセスメントとリスクマネジメントに積極的に取り組んできた結果といえます。そして、リスクアセスメントに基づき、働く人の安全・健康面の管理を企業経営の一環として体系的に取り組む労働安全衛生マネジメントシステムが広く導入され、成果をあげているのです。

日本でもこれまで行われていた安全確保の技能伝承が不確実になったことや、安全関係業務従事者の退職の増大、自動化・省力化の進行に伴う作業内容の知識低下など、労働安全衛生の確保がますます難しくなってきています。今後、ビジネスのグローバル化に伴い、一つの職場で国籍やスキルを含めて多様な人材がともに働くようになると、個別対処的な労働安全衛生管理から、労働安全衛生マネジメントシステムによる系統的な仕組みの導入が、さらに重要になってくると考えられます。

(*) 働く人: トップマネジメントから管理職、非管理職まで、組織の管理下で働く全ての階層、種類の人

労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格ISO 45001まもなく発行

労働安全衛生マネジメントシステムにもいくつかの種類がありますが、これまで世界で最も普及し広く採用されてきたのが国際コンソーシアムによって開発されたOHSAS 18001でした。OHSASとは、Occupational Health and Safety Assessment Seriesの略称であり、1999年に発行されて以来、すでに世界120以上の国に導入され、認証件数は世界で約18万件、日本でも約2千件にのぼっています。

このため、OHSAS 18001をISO化しようという意見が強まり、世界各国の有識者、関係者による議論の結果、2017年11月30日に最終国際規格案（FDIS）が発行され、2018年3月には国際規格（IS）が発行される見通しとなりました。

それでは、組織がISO 45001を用いて労働安全衛生に取り組むことには、どのような意義があるのでしょうか。

まず、働く人の安全衛生面の管理を、企業経営の一環として体系的に行えることがあります。労働安全衛生マネジメントシステムは、他のマネジメントシステムと比べてトップマネジメントのリーダーシップが特に重視されています。これは、働く人の安全と健康が、しばしば現場での安全管理だけでは確保できなくなるためです。例えば、安全管理のためのルールがあっても、人員不足や納期が迫っているなどの理由で、手順を踏まないというようなことが起こり得ます。さらに、安全よりも収益優先といった雰囲気がある職場では、重大な労働災害が発生する可能性が高くなります。ISO 45001では、OHSAS 18001よりトップマネジメントのリーダーシップがさらに強化され、安全で健康な職場を実現することに加え、それを支援する「文化を形成、主導、推進する」という要求事項が加わりました。

次に、マネジメントシステムによって役割・権限・責任が明確になるため、行うべき活動が自主的に実施されるようになります。計画、実行だけでなく、結果を評価し改善する（PDCAを回す）ことにより、活動の停滞を解消したり、問題が大きくなる前に解決したりすることが可能になります。リスクアセスメントの実施により、単純に労働災害や病気の件数をゼロにすることを目指すのではなく、災害の深刻さの程度を低減することを重視した取り組みが可能になります。その結果、取り組みの優先順位が明確になり、効果的な投資ができるというメリットも期待できます。

さらに、ISO 45001では、ISOマネジメントシステム規格の共通要素が採用され、他のISOマネジメントシステムと一体的な運用がしやすくなりました。ISOとして第三者認証を受けることにより、自社の取り組みを見直すだけでなく、活動内容について、従業員や地域社会、取引先、投資家など、さまざまなステークホルダーからの信頼、信用を獲得することができます。

特に、グローバル化するビジネスの中で、今後は海外の取引先からサプライヤーに対して労働安全衛生への取り組みの証としてISO 45001の認証取得が要求されるケースも増加すると考えられます。言い換えれば、ISO 45001に取り組むことは、グローバルなビジネスや株主・投資家に対する戦略的な対応につながるともいえます。

JQAのISO 45001認証サービス

JQAは、ISO 45001に基づく審査を、2018年4月から実施する予定です。なお、同年夏ごろにはISO 45001と同等で、日本語で記述されているJIS Q 45001が発行される見通しです。

また、現在OHSAS 18001認証を取得している組織が、ISO 45001への移行（マイグレーション）するための期間は、IS発行から3年間とされています。

JQAでは、ISO 45001の新規認証取得およびOHSAS 18001からの移行に関する業務相談、予備評価サービスを提供します。ISO 45001入門セミナー、移行説明会を無料で実施するほか、箇条解説など、より詳細な有料セミナーの開催も予定しています。

この記事は、2018年2月末現在の情報に基づいています。

■ ISO 45001発行と移行スケジュール

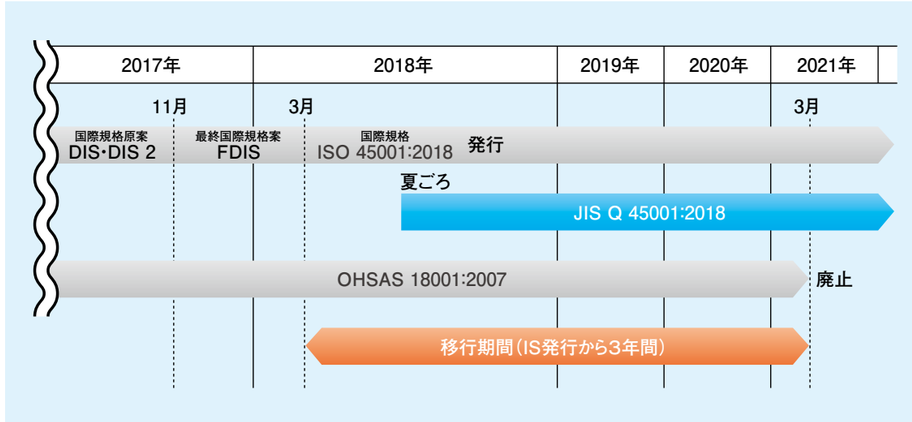

特集Ⅰ

第二部

労働安全衛生マネジメントシステム ISO 45001を読む

トップマネジメントがリーダーシップを発揮し、労働安全衛生マネジメントシステムを牽引

規格のねらい

ISO 45001のねらいは、労働安全衛生リスクを管理し、組織が労働安全衛生マネジメントシステム(以下OHSMS)を計画、運用することで、組織の労働安全衛生パフォーマンスを向上させるための枠組みを提供することです。

ISO 45001の前身であるOHSAS 18001が1999年に発行されて以来20年近い年月が経過していますが、組織にとっての労働安全衛生の重要性はまったく変わりません。国際規格として開発が進んでいるISO 45001では、特にトップマネジメントがリーダーシップを発揮し、企業の労働安全衛生文化を醸成していくことの重要性が示されています。

ISO 45001の注目ポイント、メリット

ISO 45001の注目すべきポイントには、トップマネジメントのコミットメントを強化することを通じて組織内のOHSMSの責任の所在を明確化する「リーダーシップ」があります。さらに、組織の内外の状況を把握し、自社にとっての労働安全衛生リスクを特定し、経営計画や事業運営に取り込み、戦略的なOHSMSを計画・運用することも挙げられます。

ISO 45001では、労働安全衛生リスクに対して、労働安全衛生方針に基づいて管理するとともに、OHSMSにかかわる「リスク及び機会」をとらえて、優先的に対応するための計画を立ててPDCAを回す、ということが要求事項として明示されています。また、組織の事業戦略とOHSMSの活動を一体化し、組織が意図したOHSMSの成果を効果的に達成できるように、さまざまな意図が反映されています。

最終国際規格案ISO/FDIS 45001に基づいて、組織がISO 45001に取り組む際に考慮すべきポイントを示します。

■ ISO 45001の4つのポイント

①適切な適用範囲の決定
➡働く人とその他の利害関係者のニーズと実際の活動を考慮しつつ、適切な適用範囲の決定へ

②リーダーシップの強化
➡高いレベルの戦略的視点でOHSMSの実効性を上げていくため、トップマネジメントのリーダーシップと責任を明確化

③労働安全衛生パフォーマンスの向上
➡実効性のある活動と結果を伴った労働安全衛生パフォーマンスの向上を目指す規格へ

④内外コミュニケーションの重視
➡行政機関を含む利害関係者のニーズや期待を重視した、双方向コミュニケーションの管理を強化

1. 適切な適用範囲の決定

ISO 45001の箇条4（組織の状況）では、OHSMSの適用範囲を決定するために、OHSMSの意図した成果の達成に関連する組織の内外の課題や、働く人及びその他の利害関係者のニーズと労働に関連する計画又は活動を考慮するよう求めています。また、決定された適用範囲は、労働安全衛生パフォーマンスに影響を与え得る活動、製品、サービスを含んでいなければならないとされています。

このように適用範囲を決めることで、組織は意図したOHSMSの成果を達成するために、より有効なOHSMSの運用が可能となり、事業目標の達成にもつながることが期待できます。

2. リーダーシップの強化

ISO 45001では、OHSMSを運用するにあたり、トップマネジメントのリーダーシップが最も重要な成功要因であると位置づけており、事業活動とOHSMSを一体化させるために、積極的に牽引していくことが求められています。

箇条5（リーダーシップ及び働く人の参加）では、トップマネジメントがリーダーシップ及びコミットメントを実証するため、以下の事項を要求しています。

a) 安全で健康的な職場と活動の提供に対する全体的な責任及び説明責任
b) 組織の戦略的方向性と両立した労働安全衛生方針、労働安全衛生目標の設定
c) OHSMSを事業プロセスへ統合させること
d) OHSMSに必要な資源を利用可能にすること
e) OHSMS及び要求事項への適合の重要性の伝達
f) 意図した成果の達成
g) OHSMSの有効性に寄与するよう人々を指揮・支援
h) 継続的改善の推進
i) 各階層の管理層の役割を支援
j) 労働安全衛生文化の形成・主導・推進
k) 働く人が危険源やリスクを通報する場合に、報復から働く人を擁護すること
l) 働く人の協議及び参加のプロセスを確立、実施
m) 安全衛生に関する委員会の設置及び委員会が機能することを支援

このようにトップマネジメントの責任を明確にすることで、組織が意図したOHSMSの成果の達成に向けて、パフォーマンスの向上と高いレベルの戦略的な視点でOHSMSの実効性を上げていく活動が期待できます。

3. 労働安全衛生パフォーマンスの向上

ISO 45001は、実効性のある活動や結果を伴った、労働安全衛生パフォーマンスの向上を重視する、という方向性が明確化されています。

具体的には、箇条10.3（継続的改善）で、労働安全衛生パフォーマンスの向上が規格の意図として示され、箇条6.2.1（労働安全衛生目標）ならびに箇条6.2.2（労働安全衛生目標を達成するための計画策定）では、指標を設定し、計画段階で目標に対する結

■ PDCAとISO 45001の枠組みとの関係

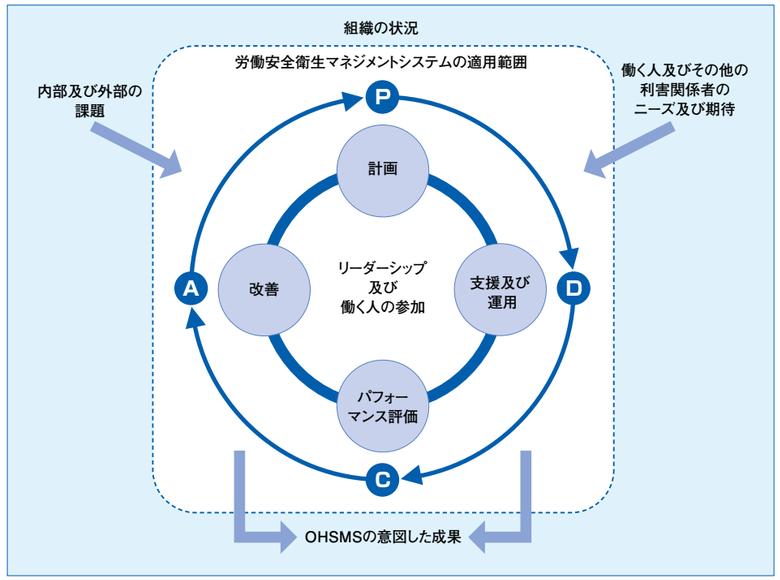

果の評価方法を決定することが求められています。さらに箇条8.1（運用の計画及び管理）では、プロセスに関する運用基準の設定が求められ、箇条9.1.1（一般）で労働安全衛生パフォーマンスをモニタリング、測定、分析、評価することで、労働安全衛生パフォーマンス、及びOHSMSの有効性を判断することが要求されています。

また、労働安全衛生パフォーマンスに関する情報を内外に伝えることや、OHSMSの適切性、妥当性、有効性に関する結論をマネジメントレビューのアウトプットとすることも要求されており、こうした一連の活動に対してPDCAサイクルを効果的に回すことで、労働安全衛生パフォーマンスの向上につなげることが意図されています。

4. 内外コミュニケーションの重視

近年、企業に対して働く人を大切にする経営や働きやすい職場づくりを行うことへの期待が、ますます高まってきています。さらに、行政機関を含めた利害関係者に対する組織の信頼性や透明性に対する説明責任への期待が強くなっていることから、ISO 45001では、コミュニケーションに対する要求事項が強化されています。

箇条7.4（コミュニケーション）では、コミュニケーションプロセスの計画に際して、法的要求事項を考慮に入れること、さらに、伝達される情報には信頼性があることを確実にすることを要求しています。

コミュニケーションに関する要求事項は、箇条5.2（労働安全衛生方針）、箇条6.2.1（労働安全衛生目標）など、ISO 45001規格全般にわたって反映されており、信頼性の高いOHSMSを展開するということがこの規格の意図です。

ISO 45001規格の概要とJQAの審査の視点

ISO 45001では、ISOマネジメントシステム規格の共通要素が採用されました。共通要素が採用されたことによって、

- ISO 9001やISO 14001と合わせて使いやすくなる
- マネジメントシステム要求事項の事業プロセスへの統合が図られる
- パフォーマンスや有効性に対する要求が強化される

ことになります。

また、OHSAS 18001の「手順」という用語はなくなり、それに代わって「プロセス」が要求されていることから、ISO 45001の審査では、ビジネス全体の視点からプロセスアプローチ的な審査により、有効性やパフォーマンスが向上しているかどうかを確認することとなります。

JQAでは、従来から組織のパフォーマンスやアウトプットからさかのぼった審査を実施することによって、システムの有効性を主眼とした審査を提供してきました。今回の規格開発によって、本業と労働安全衛生活動の一体化に対する要求が強調されたことで、ISO 45001の審査に対しても、OHSAS 18001の手順ベースからプロセスベースの審査を強化し、本業や職場（現場、現実、現物）での検証をさらに重視することとなります。

また、ISO 45001では共通要素で要求されている概念として「リスク及び機会」が取り入れられました。例えば、従来の労働安全衛生リスクに加え、パフォーマンスを向上するための労働安全衛生機会、及びマネジメントシステムを運用することに対するリスク、並びにマネジメントシステムを改善する機会を評価することが求められています。例えば、移転や職場のレイアウト変更に伴って作業環境を改善し、労働安全衛生パフォーマンス向上につなげることや、マネジメントシステム運営事務局メンバーの退職に伴いあらためて組織の強化を図るなどの取り組みです。

JQAではこうしたリスク及び機会に対しても、現場での審査を通じて、組織が気付いていない「強み」に着眼し、組織力アップや労働安全衛生パフォーマンス向上、OHSMSの有効性向上につなげていきたいと考えています。

序文
ISO 45001の背景とねらい

ISO 45001の序文にはISO 45001の背景やねらい、成功のための要因など、この規格を用いるうえで考慮すべき基本事項が記述されています。

まず、組織が、働く人の労働安全衛生に対する責任を負うこと、その責任には身体の健康及びメンタルヘルスを推進し保護することが含まれると明記されています。このため、組織が安全で健康的な職場を提供できるようにし、負傷、疾病を防止し、労働安全衛生パフォーマンスを継続的に改善できるようにすることを、ISO 45001の目的としています。

序文の0.3（成功のための要因）では、OHSMSの成功はトップマネジメントにかかっていることが強調されており、自らリーダーシップを発揮してOHSMSを牽引し、組織の全ての階層及び部門からの参加を図り、効果的な予防保護処置をとることで危険源を除去し、負傷、疾病を防止することや、労働安全衛生パフォーマンスを向上させることが示されています。

箇条1. 適用範囲
ISO 45001の目的

箇条1（適用範囲）には、ISO 45001によるOHSMSの意図する成果として、組織の労働安全衛生方針のもと、労働安全衛生パフォーマンスを継続的に改善し、法的要求事項及びその他の要求事項を満たし、労働安全衛生目標を達成することが含まれると明示されています。組織は、このOHSMSが意図する成果をベースに、組織として何を目指すのか、組織が意図したOHSMSの成果を明確にすることが必要となります。

そして、組織が意図したOHSMSの成果を達成するために、組織の内外の課題と働く人及びその他の利害関係者のニーズと労働に関する計画又は活動を考慮して

■ ISO/FDIS 45001:2017の構成（黒字は共通要素の要求事項、赤字はISO 45001の固有要求事項）

序文
1 適用範囲
2 引用規格
3 用語及び定義
4 組織の状況
4.1 組織及びその状況の理解
4.2 働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待の理解
4.3 労働安全衛生マネジメントシステムの適用範囲の決定
4.4 労働安全衛生マネジメントシステム
5 リーダーシップ及び働く人の参加
5.1 リーダーシップ及びコミットメント
5.2 労働安全衛生方針
5.3 組織の役割、責任及び権限
5.4 働く人の協議及び参加
6 計画
6.1 リスク及び機会への取組み
6.1.1 一般
6.1.2 危険源の特定並びにリスク及び機会の評価
6.1.2.1 危険源の特定
6.1.2.2 労働安全衛生リスク及び労働安全衛生マネジメントシステムに対するその他のリスクの評価
6.1.2.3 労働安全衛生機会及び労働安全衛生マネジメントシステムに対するその他の機会の評価
6.1.3 法的要求事項及びその他の要求事項の決定
6.1.4 取組みの計画策定
6.2 労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定
6.2.1 労働安全衛生目標
6.2.2 労働安衛生目標を達成するための計画策定
7 支援
7.1 資源
7.2 力量
7.3 認識
7.4 コミュニケーション
7.4.1 一般
7.4.2 内部コミュニケーション
7.4.3 外部コミュニケーション
7.5 文書化した情報
7.5.1 一般
7.5.2 作成及び更新
7.5.3 文書化した情報の管理
8 運用
8.1 運用の計画及び管理
8.1.1 一般
8.1.2 危険源の除去及び労働安全衛生リスクの低減
8.1.3 変更の管理
8.1.4 調達
8.1.4.1 一般
8.1.4.2 請負者
8.1.4.3 外部委託
8.2 緊急事態への準備及び対応
9 パフォーマンス評価
9.1 モニタリング,測定,分析及びパフォーマンス評価
9.1.1 一般
9.1.2 順守評価
9.2 内部監査
9.2.1 一般
9.2.2 内部監査プログラム
9.3 マネジメントレビュー
10 改善
10.1 一般
10.2 インシデント,不適合及び是正処置
10.3 継続的改善

適切な適用範囲を決定し、労働安全衛生に関連する「リスク及び機会」を特定後、それらに優先的に対応するための計画を立ててPDCAサイクルを回す、ということがOHSMSの全体の流れとなります。

箇条2. 引用規格

共通要素に含まれる箇条です。ISO 45001では引用規格がないことが示されています。

箇条3. 用語及び定義
全ての人が対象、“worker”は「働く人」

ISO 45001では、規格の箇条に従って用語を定義しています。その中では、ISO 45001がトップマネジメントから管理職、非管理職まで組織の管理下で働く全ての階層、種類の人を対象とするため、「働く人」という用語を用いています。また、一般的なリスクと機会に加えて「労働安全衛生リスク」と「労働安全衛生機会」が定義されています。一般的なリスクと機会は、「マネジメントシステムに対するその他のリスクとその他の機会」と定義されています。

箇条4. 組織の状況
意図した成果を達成するための内外の課題を決定

箇条4（組織の状況）は、経営の方向性を決定していくうえで、組織の状況を理解することを要求事項として定めた項目です。

箇条4.1（組織及びその状況の理解）は、組織の目的に関連した「意図した成果」に影響する外部・内部の課題を決定することを要求しています。

箇条4.2（働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待の理解）は、OHSMSに関連する利害関係者として、まず働く人があることを明確にして、利害関係者のニーズと期待を把握し、その中から要求事項となるものを決定することを要求しています。これらを考慮して箇条4.3（労働安全衛生マネジメントシステムの適用範囲の決定）でOHSMSのスコープを定めることにより、組織が意図したOHSMSの成果を効果的に達成することにつながります。

◎審査の視点とチェックポイント

OHSMSを確立、実施、維持する際には、組織の状況についての知識が考慮されていることを確認します。組織の状況についての知識は、箇条4.1（組織及びその状況の理解）、箇条4.2（働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待の理解）で決定した組織の内外の課題、働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待です。これらのアウトプットにより、OHSMSの適用範囲の設定から、労働安全衛生方針の策定、危険源の特定、要求事項やリスク及び機会を配慮し、労働安全衛生目標を決定する一連の流れを確認します。

箇条5. リーダーシップ
トップマネジメントに対する要求を強化

箇条5.1（リーダーシップ及びコミットメント）は、トップマネジメントのリーダーシップがOHSMSの運用上最も重要な成功要因であると位置づけ、「意図した成果」を効果的に達成するためには、トップマネジメントが自ら主導することを要求しています。特に、以下のような項目に関して、トップマネジメントが自ら実証することを求めています。

- ●安全で健康的な職場と活動の提供に対する全体的な責任及び説明責任
- ●OHSMSに必要な資源を利用可能にすること
- ●OHSMS及び要求事項への適合の重要性の伝達
- ●OHSMSの有効性に寄与するよう人々を指揮・支援
- ●各階層の管理層の役割を支援
- ●労働安全衛生文化の形成・主導・推進
- ●働く人が危険源やリスクを通報する場合に、報復から働く人を擁護すること
- ●働く人の協議及び参加のプロセスを確立、実施

箇条5.2（労働安全衛生方針）では、トップマネジメントが、組織の目的、規模及び状況、労働安全衛生リスク及び機会の性質に対して労働安全衛生方針を確立することを要求しています。さらに、従来の継続的改善と法的要求事項及びその他の要求事項の順守のコミットメントに加え、安全で健康的な労働条件の提供、労働安全衛生リスクの低減、働く人の協議及び参加に対するコミットメントを強化しています。

箇条5.3（組織の役割、責任及び権限）では、OHSAS 18001の「管理責任者」という用語は削除されましたが、トップマネジメントの責任において同等の役割責任を割り当てることを要求しており、その役割を与えられた者に対してはOHSMSのパフォーマンスに関する状況を報告するための知識や力量が求められます。

箇条5.4（働く人の協議及び参加）では、OHSMSパフォーマンスの向上には働く人の関わりが欠かせないことから、働く人の協議及び参加のためのプロセスを要求しています。特に、非管理職との協議と参加に重点を置くとして、詳細な事項が挙げられています。

◎審査の視点とチェックポイント

箇条5（リーダーシップ）に示されるトップマネジメントへの要求事項に対して、トップインタビューやマネジメントレビューの記録等から、トップマネジメントのコミットメントが規格要求事項に基づき、適切に行われているか確認します。また、OHSMSに対するトップマネジメントの考えが組織の内外にどのように伝わっているか、OHSMSの活動にどのように反映、展開されているかについて検証します。

箇条6. 計画
2つのリスクと2つの機会などに対する計画を策定

ISO 45001では、共通要素に従って「リスク及び機会」が導入されました。箇条6（計画）では、危険源を継続的に先取りして特定し労働安全衛生リスクを評価すること、OHSMSに対するその他のリスクを決定し評価すること、労働安全衛生パフォーマンスを向上させる機会及びOHSMSを改善するその他の機会を評価すること、それらに加え

<現場における留意事項>
箇条5.2（労働安全衛生方針）

労働安全衛生方針の内容が現場に浸透しているかを確認するため、要員に対するインタビューを実施します。現場に対するトップダウンのコミュニケーションの仕組みが機能しているかが重要です。また、OHSMSの有効性に対する自らの貢献を各要員が認識しているかについても重要であると考えます。

<現場における留意事項>
箇条6.2（労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定）

現場で展開されている労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画が、どのように労働安全衛生パフォーマンスを改善しているかについて意識してください。それにより計画の有効性をチェックすることにつながります。

<現場における留意事項>
箇条7.2（力量）

例えば、労働安全衛生パフォーマンスに影響を与え得る人が必要な力量を身につけていないことは、OHSMS上、好ましいことではありません。また、働く人が、自分のまわりの危険源を知らないことも、好ましいことではありません。必要な力量を身につけ、維持するための処置が必要です。

箇条7.3（認識）

マネジメントシステムの有効性を高めるために、自らの業務を通じて貢献するだけでなく、危険な状況から逃れることができるという認識も重要です。

箇条7.4（コミュニケーション）

行政対応、緊急事態発生時の外部コミュニケーションの重要性です。広い視点から整理していくことが必要です。

て法的要求事項及びその他の要求事項を決定したうえで、緊急事態への対応を含めてこれらに対する対応を計画することを求めています。

箇条6.1.4（取組みの計画策定）では、OHSMSの意図した成果を達成するための取り組みとして、管理策の優先順位及びOHSMSからのアウトプットを考慮に入れることが求められています。また、ベストプラクティス、技術並びに財務上、運用上、事業上の要求事項を考慮することが求められています。

この計画をもとに、箇条6.2（労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定）で関連部門や階層において、実行可能な戦術的計画に展開するとともに、箇条7（支援）で働く人への力量を付与し、箇条8（運用）で運用を管理し、箇条9.1（モニタリング、測定、分析及びパフォーマンス評価）でモニタリング、測定、又は他の事業プロセスで実施することが求められています。

◎審査の視点とチェックポイント

審査では、組織が取り組む必要があると判断した「リスク及び機会」をどのような方法（プロセス）で行うのか、その仕組みと、決定された「リスク及び機会」を確認します。決定されたリスク及び機会については、箇条6.1.4（取組みの計画策定）でどのように取り扱われているかを確認します。さらに、法的要求事項の取り組み、緊急事態への準備対応についても確認します。また、箇条6.2（労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定）では、労働安全衛生目標が適切に確立され、計画が策定されていることを確認します。

箇条7. 支援
力量の対象や内外のコミュニケーションが強化

箇条7（支援）は、OHSMSを確立、実施、維持し、かつ継続的に改善するために組織を支えていくための必要となる資源や力量、コミュニケーション、文書化した情報を管理することを求めており、OHSMSが意図した目的を効果的に達成できるようにサポートする、という意味で「支援」としています。

箇条7.1（資源）は、OHSMSに必要となる資源を決定し、計画的に配分することが意図されています。資源の妥当性に関しては、箇条9.3（マネジメントレビュー）の考慮事項の一つであり、それらの妥当性が評価され、適切にマネジメントレビューへ情報提供されていることが必要となります。

箇条7.2（力量）では、労働安全衛生パフォーマンスに影響を与える人に必要な力量、働く人が危険源を特定する能力を含めた力量を備えていることを確実にすることが求められています。また、箇条7.3（認識）では、働く人が危険な状態から逃れることができるということを認識してもらうことが求められています。

OHSMSを効果的に推進し、外部からの意見等に対して積極的に取り組むために、組織の内外のコミュニケーションの仕組みを持つことは極めて重要であるとの観点から、箇条7.4（コミュニケーション）では、内部及び外部コミュニケーションの双方を強調した、透明かつ適切、信頼性のあるコミュニケーション戦略の展開、法的要求事項及びその他要求事項順守のためのコミュニケーションが意図されています。

箇条7.5（文書化した情報）では、従来の箇条4.4.4（文書類）、箇条4.4.5（文書管理）、箇条4.5.4（記録の管理）で示されていた文書や記録が「文書化した情報」という用語に一元化され、IT化の進展に伴い、紙以外の媒体による情報管理の必要性を反映したものとなっています。

◎審査の視点とチェックポイント

OHSMSの有効性を維持し、労働安全衛生パフォーマンスを向上させるために、組織によって決定、配分された資源や力量、内外のコミュニケーションがどのように寄与しているかについて確認します。また、コミュニケーションに関する要求事項は、箇条5.2（労働安全衛生方針）、箇条6.2.1（労働安全衛生目標）、箇条8.1（運用の計画及び管理）など、ISO 45001規格全般にわたっており、コミュニケーションに関連する要求事項のつながりについても審査します。

箇条8. 運用
手順からプロセスへ

箇条8（運用）では、OHSMSに関するプロセスの確立が包括的に要求されています。ここで示されるプロセスには、OHSMSの要求事項を満たすためのプロセス並びに、（箇条5.4）働く人の協議及び参加のためのプロセス、（箇条6.1）リスク及び機会へ取り組むプロセス、（箇条7.4）コミュニケーションプロセス、（箇条8.1.2）労働安全衛生リスクを低減するプロセス、（箇条8.1.3）変更を管理するプロセス、（箇条8.1.4）調達を管理するプロセス、（箇条8.2）緊急事態へ対応するプロセス、（箇条9.1.1）モニタリング,測定,分析及びパフォーマンス評価のためのプロセス、（箇条9.1.2）順守評価のプロセス、（箇条10.2）インシデント,不適合及び是正処置を決定・管理するプロセスなどがあります。また、プロセスを外部委託した場合には、OHSMSの中でどのように管理するかを明確にする必要があります。

箇条8.2（緊急事態への準備及び対応）では、箇条6.1.2.1（危険源の特定）で特定された緊急事態に対して、どのように対応するかの要求事項が示されています。緊急事態への準備及び対応に際しても、利害関係者への情報提供が示されており、コミュニケーションが強化されています。

◎審査の視点とチェックポイント

OHSMSの手順という用語に代わってプロセスが要求されていることから、ビジネス全体の視点からプロセスアプローチ的な検証により、OHSMSの運用に関する有効性や、パフォーマンスが向上しているかどうかを審査することとなります。組織が特定したOHSMSに必要なプロセスに対して、インプットは何か、アウトプットは何かを確認し、プロセスアプローチ的な審査をします。

こうしたプロセスアプローチ的な審査では、組織の事業活動上のプロセスとOHSMSとの統合の度合いという観点で、本業との結びつきを確認することが重要なポイントとなります。

複数のプロセスの相互関係を意識して、審査を計画し、実施しますので、各プロセスを個別に評価するのではなく、各プロセスの流れと、それに関連する要求事項への展開と相互関係も考慮のうえ、システムとしての有効性を評価することとなります。

箇条9. パフォーマンス評価
OHSMSの有効性を評価し、労働安全衛生パフォーマンスの向上につなげる

箇条9.1（モニタリング,測定,分析及びパフォーマンス評価）は、組織が意図したOHSMSの成果が達成されることを確実にするために必要とするモニタリング、測定の対象を決定し、その結果に応じて組織のOHSMSや労働安全衛生パフォーマンスを継続的に改善するための処置につなげることを意図しています。ここではモニタリング、測定した対象を分析し、労働安全衛生パフォーマンスを評価する基準や適切な指標を用いて評価することが要求されており、パフォーマンス志向が強化されているものです。

箇条9.1.2（順守評価）では、法的要求事項及びその他の要求事項を満たしていることを評価するために必要なプロセスが求められており、ここでもプロセス志向が明確化されています。

箇条9.2（内部監査）では、要求事項への適合に加え、OHSMSが有効に実施され維持することを確認することが求められています。

<現場における留意事項>
箇条8.1（運用の計画及び管理）

手順に着目した審査から、プロセスが確立し、実施し、管理し、かつ維持されていることを検証する審査に変わります。検証を通じてプロセスを運用管理している過程を評価することになります。

箇条8.2（緊急事態への準備及び対応）

緊急事態も、運用管理と同様に、プロセスを確立し、実施し、維持されていることを検証することになります。また、ISO 45001では、働く人への教育訓練に加えて、組織の対応能力を定期的にテスト及び訓練することが求められています。

<現場における留意事項>
箇条9.2（内部監査）

内部監査は、いわば人間ドックと同じですので、ありのままの現状を認識することが重要です。それにより組織のウィークポイントが明らかになり、改善点が明確になります。

<現場における留意事項>
箇条10.2（インシデント,不適合及び是正処置）

是正処置の前に、修正処置を行うことが明確に要求されたので、現場での早急な対応が求められます。是正処置を行う際には、再発防止を考慮して、例えば現場で行われている「なぜなぜ分析」などもマネジメントシステムの中に取り込むことが重要です。対策を実施する場合には、新しいまたは変化した危険源がないか、リスクアセスメントをすることに留意してください。

箇条9.3（マネジメントレビュー）では、これまでにとった処置の状況、組織内外の課題の変化、労働安全衛生パフォーマンス、資源の妥当性や利害関係者とのコミュニケーションなどをレビューすることが強調されています。

マネジメントレビューからのアウトプットについても、OHSMSの有効性についての結論や、継続的改善の機会に関する決定等を含めることが具体的に示されています。こうした一連のPDCAサイクルを効果的に回すことで、組織が意図したOHSMSの成果の達成に向けた取り組みが確実なものとなります。

◎審査の視点とチェックポイント

パフォーマンス評価に関しては、計画段階で結果の評価方法が計画されていることや、適切な指標を含む労働安全衛生目標が設定され、モニタリング、測定の結果から労働安全衛生パフォーマンスがどのように評価され、OHSMSの有効性がどのように結論付けられているか、について確認します。マネジメントレビューでは、トップマネジメントの関与が強く行われているかについてや、トップマネジメントの指示に対する組織の対応、さらに事業プロセスとの統合の観点から、マネジメントレビューのアウトプットが組織の中長期計画等へ反映されているか、などを確認します。

箇条10. 改善
OHSMSの意図した成果を達成するために必要な取り組みを実施

箇条10（改善）は、組織が意図したOHSMSの成果や労働安全衛生方針、労働安全衛生目標を達成するために組織が計画した取り組みを実施することを要求しています。

また、箇条10.2（インシデント,不適合及び是正処置）では、タイトルに「予防処置」という用語がありません。これは、「リスク及び機会」を考慮してOHSMSのPDCAを回すことでシステム運営自体が予防的なツールとして機能する、との考えに基づいています。

◎審査の視点とチェックポイント

箇条10.1（一般）に示される「改善の機会」を決定するために、箇条9.1（モニタリング,測定,分析及びパフォーマンス評価）、箇条9.2（内部監査）及び箇条9.3（マネジメントレビュー）がどのように実施されたかを確認します。

また、PDCAを回すことで、システム全体で予防的なツールとして有効に機能しているかどうかを審査します。つまり、箇条4.1（組織及びその状況の理解）、箇条4.2（働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待の理解）で導き出された内外の課題や利害関係者の要求からリスク及び機会が決定され、それらに対して継続して取り組み、レビューして改善することで、リスクに対する予防処置として有効に機能しているか、について確認します。

附属書A（参考）
この規格の利用の手引

附属書Aは、組織がISO 45001に取り組むための手引を、規格に沿って記述しています。記載された説明は、ISO 45001の要求事項の誤った解釈を防ぐことを意図したものです。

この記事は、2018年2月末現在の情報に基づいています。

■ ISO/FDIS 45001とOHSAS 18001:2007の比較表

ISO/FDIS 45001		OHSAS 18001:2007	
箇条番号	箇条のタイトル	箇条番号	箇条のタイトル
1	適用範囲	1	適用範囲
2	引用規格	2	参考出版物
3	用語及び定義	3	用語及び定義
4	組織の状況（標題のみ）	—	
4.1	組織及びその状況の理解	—	
4.2	働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待の理解	—	
4.3	労働安全衛生マネジメントシステムの適用範囲の決定	4.1	一般要求事項
4.4	労働安全衛生マネジメントシステム		
5	リーダーシップ及び働く人の参加（標題のみ）	—	
5.1	リーダーシップ及びコミットメント	4.4.1	資源, 役割, 実行責任, 説明責任及び権限
5.2	労働安全衛生方針	4.2	OH&S方針
5.3	組織の役割、責任及び権限	4.4.1	資源, 役割, 実行責任, 説明責任及び権限
5.4	働く人の協議及び参加	4.4.3.2	参加及び協議
6	計画（標題のみ）		
6.1.	リスク及び機会への取組み（標題のみ）	—	
6.1.1	一般	—	
6.1.2	危険源の特定並びにリスク及び機会の評価（標題のみ）	—	
6.1.2.1	危険源の特定	4.3.1	危険源の特定,リスクアセスメント及び管理策の決定
6.1.2.2	労働安全衛生リスク及び労働安全衛生マネジメントシステムに対するその他のリスクの評価		
6.1.2.3	労働安全衛生機会及び労働安全衛生マネジメントシステムに対するその他の機会の評価	—	
6.1.3	法的要求事項及びその他の要求事項の決定	4.3.2	法的及びその他の要求事項
6.1.4	取組みの計画策定	—	
6.2	労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定（標題のみ）	—	
6.2.1	労働安全衛生目標	4.3.3	目標及び実施計画
6.2.2	労働安衛生目標を達成するための計画策定		
7	支援（標題のみ）	—	
7.1	資源	4.4.1	資源, 役割, 実行責任, 説明責任及び権限

ISO/FDIS 45001		OHSAS 18001:2007	
箇条番号	箇条のタイトル	箇条番号	箇条のタイトル
7.2	力量	4.4.2	力量,教育訓練及び自覚
7.3	認識		
7.4.	コミュニケーション（標題のみ）	—	
7.4.1	一般	4.4.3.1	コミュニケーション
7.4.2	内部コミュニケーション		
7.4.3	外部コミュニケーション		
7.5	文書化した情報（標題のみ）	—	
7.5.1	一般	4.4.4	文書類
7.5.2	作成及び更新	4.4.5 4.5.4	文書管理 記録の管理
7.5.3	文書化した情報の管理		
8	運用（標題のみ）	—	
8.1.	運用の計画及び管理（標題のみ）	—	
8.1.1	一般	4.4.6	運用管理
8.1.2	危険源の除去及び労働安全衛生リスクの低減	4.3.1	危険源の特定,リスクアセスメント及び管理策の決定
8.1.3	変更の管理	—	
8.1.4	調達（標題のみ）	—	
8.1.4.1	一般	—	
8.1.4.2	請負者	—	
8.1.4.3	外部委託	—	
8.2	緊急事態への準備及び対応	4.4.7	緊急事態への準備及び対応
9	パフォーマンス評価（標題のみ）	—	
9.1	モニタリング,測定,分析及びパフォーマンス評価（標題のみ）	—	
9.1.1	一般	4.5.1	パフォーマンスの測定及び監視
9.1.2	順守評価	4.5.2	順守評価
9.2	内部監査（標題のみ）	—	
9.2.1	一般	4.5.5	内部監査
9.2.2	内部監査プログラム		
9.3	マネジメントレビュー	4.6	マネジメントレビュー
10	改善（標題のみ）	—	
10.1	一般	—	
10.2	インシデント,不適合及び是正処置	4.5.3.1 4.5.3.2	発生事象の調査 不適合並びに是正処置及び予防処置
10.3	継続的改善	—	

特集Ⅱ

HACCP制度化とJQAの食品安全マネジメントシステム認証

厚生労働省は、国内の全ての食品等事業者を対象にHACCP（ハサップ）の制度化によるわが国の食品衛生管理の国際標準化を進めています。食の安全を取り巻く環境変化、食品安全マネジメントシステムに取り組む意義、さらにマネジメントシステムを活用し継続的に事業基盤を強化していくための仕組みづくりについて、JQA審査事業センター 品質審査部 食品安全審査リーダーの川﨑真由美に聞きました。

審査事業センター 品質審査部
食品安全審査リーダー
川﨑 真由美

高まる食品安全への要求

食品安全は、人々が生命を守り、安全・安心な社会生活を送るための基本的テーマです。日本では、これまで食品安全基本法や食品衛生法のもと、食品の安全性確保に努めてきました。食品関連事業者は、「食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる（食品安全基本法 第8条）」、「自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識および技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない（食品衛生法第3条）」というように、法規制を順守し、自ら責任を果たすことが求められています。

では、なぜ今、日本で衛生管理手法の国際標準であるHACCPの制度化（義務化）が進められるのでしょうか。

近年、ノロウイルス、カンピロバクター、O157などによる食中毒が増えており、飲食店での発生が半数を超えています。これは、外食や調理済み食品を購入する機会が増えたことで食中毒リスクが高まっているためで、HACCP制度化が進められる理由の一つです。

他にフードチェーンのグローバル化、わが国の国際競争力強化政策もHACCP制度化を進める理由とされています。わが国の食料自給率は約4割（熱量ベース）で、多くを輸入に依存しているため、原料と輸入食品の安全性確保が重要です。また、わが国の成長戦略としての農水産物・食品の輸出拡大のためにも、国際標準と整合性のあるスキームの導入が必須です。さらに、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会など海外からの来訪者が急速に増えるなか、インバウンド消費の拡大を見込むわが国の観光立国政策を推進するためにも、わが国の食には国際的な基準に則った衛生管理が求められるようになっています。

HACCPの制度化で、食品産業全体の衛生管理レベルを底上げ

HACCPは、最終製品の検査だけでは保証しきれない食品の安全性を、製造、加工、調理などの過程で確実なものとし、その保証を可能にする食品安全管理システムです。なかでもCodex委員会(*)によるCodex HACCPは、国際的な基準として世界の主要国で採用されています。

HACCPは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（食品安全ハザード）を把握し、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保するための手法です。それぞれの事業者が使用する原材料、製造方法等に応じて、自ら策定し実行するため、従来の一律の衛生管理基準による手法よりも、合理的で有効性が高いことが特長です。

具体的には、右のHACCP7原則12手順に則り、原料・資材の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、特に重要な工程（CCP）を管理して製品の安全性を強化します。

(*)Codex委員会:
国際食品規格の策定等を行う、国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関であり、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として1963年に設置され、日本は1966年より加盟しています。

・手順1　HACCPチームの編成
・手順2　製品の記述
・手順3　意図する用途の明確化
・手順4　工程図（フローダイアグラム）の作成
・手順5　工程図（フローダイアグラム）の現場確認
・手順6（＝原則1）　危害要因（ハザード）分析の実施
・手順7（＝原則2）　重要管理点（CCP）の決定
・手順8（＝原則3）　各重要管理点（CCP）に対する管理基準（許容限界）の決定
・手順9（＝原則4）　モニタリング手法の確立
・手順10（＝原則5）是正処置の確立
・手順11（＝原則6）検証手順の確立
・手順12（＝原則7）証拠書類や記録保管体制の確立

HACCPは、米国、EUでは、すでに導入が義務化されていますが、日本では任意であり、取引先や輸出先の国でのHACCPの要求によって認証を取得していることが多く、中小規模の事業者では導入が進んでいません。

しかし、わが国の食品産業全体に対する信頼と国際的な評価の向上を図るためにも、食品産業全体でHACCPの普及を推進することが必要ではないかという議論が

■ HACCP（ハサップ）による衛生管理の制度化

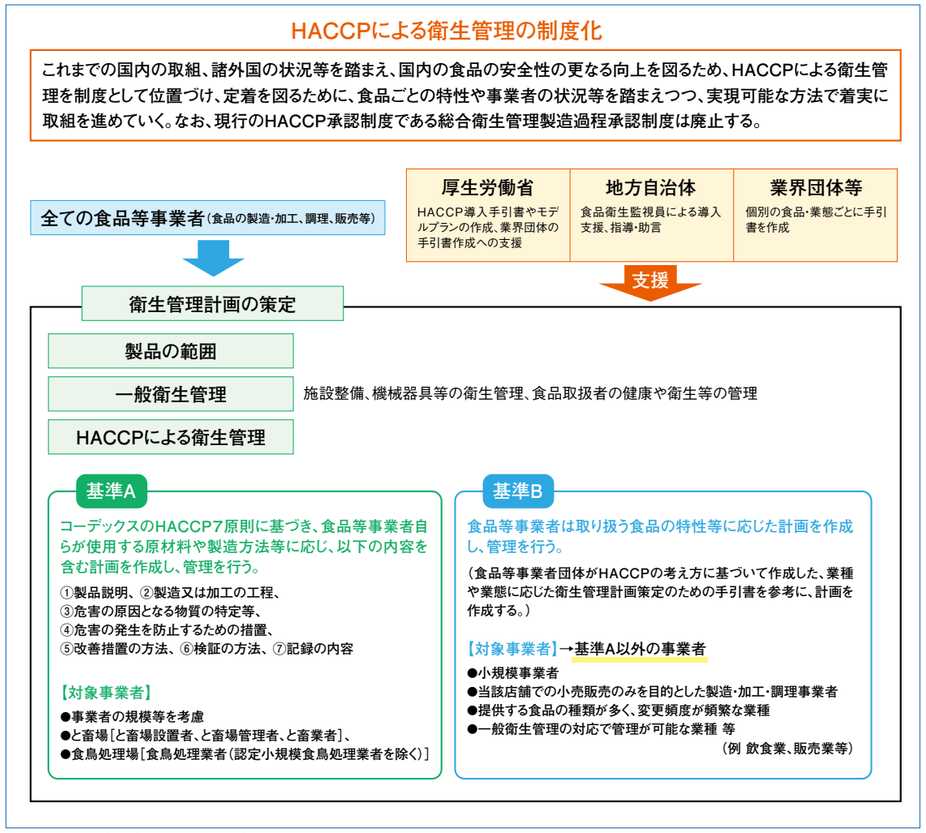

出典:厚生労働省　食品衛生法の見直しに関する骨子案（参考資料）

高まり、世界的に認められているCodex基準に適合したHACCPの導入を制度化する案が厚生労働省から出ています。制度化の対象となるのは、食品の製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者であり、一定規模以上の事業者などを対象とした基準A（コーデックスのガイドラインに基づくHACCPの7原則を要件とする）、小規模事業者などを対象とした基準B（一般衛生管理を基本として必要に応じて重要管理点（CCP）を設けて管理することが可能）があり、弁当の調理・販売の事業者や飲食店なども含まれます。

このようにHACCPが制度化されることにより、危機管理を含め日本の食品業界全体の食品安全レベルが底上げされることが期待されています。

HACCP制度化を含む食品衛生法の改正案は、2018年の通常国会に上程される見通しです。どのようなペースで、どこまで普及を拡大するかという詳細は、今後、発表されることになっています。

より高度な食品安全管理につながる食品安全マネジメントシステム

一方、グローバルにビジネスを展開する食品製造業者をはじめ、さまざまな食品関連事業者が、民間の食品安全マネジメントシステムを利用することで、より高度な食品安全を確保しようという動きも進んでいます。

近年の食品業界では、食品安全マネジメントシステムの国際規格であるISO 22000、FSSC 22000の認証取得が拡大しています（以下のグラフ参照）。ISO 22000、FSSC 22000は、いずれもCodex委員会が作成したHACCPシステムの7原則12手順を採用して作られている規格です。

HACCPは現場の安全管理システムという側面が強く、経営者の関与（コミットメント）を要求していませんが、ISO 22000やFSSC 22000では、食品安全マネジメントシステムで求められている経営者の強力なコミットメントのもとで経営基盤を強化し、食品安全パフォーマンスの向上に結びつけていくという考え方がベースとなります。

認証取得組織の目的は、フードチェーンのグローバル化に伴い海外に商品を輸出するために必要になった、食品安全管理のレベルアップを図りたい、技術を伝承する仕組みを構築したい、属人的でなく権限・責任を明確にして組織全体で仕事を動かしたい、自社の食品の安全安心をアピールしたい、会社のイメージアップをしたいなど、組織によって異なりますが、JQAのお客さまでは、大企業だけでなく、中小規模の事業者の認証取得も非常に増えています。特にFSSC 22000ではハード（施設・設備）面の要求事項もあり多くの設備投資が必要であると考え認証取得を断念されているケースを聞きますが、ハザード分析によって正当化された代替手段を適用しソフト（仕組み・手法）面の対応で要求事項をクリアしている事業者も多くあります。また、お客さまの業種も多岐にわたっており、清涼飲料水や菓子など製造ラインの大きい企業以外にも、日本酒や醤油、漬物、豆腐といった、日本古来の伝統食品（発酵食品など）の製造企業でも取得が進んでいます。

ISO 22000およびFSSC 22000に共通しているのは、組織が置かれたフードチェーン上の位置に応じて、川上、川下とのコミュニケーションを要求していることです。フードチェーン上の組織がつながることで、「農場から食卓まで」という言葉があるように、安全安心な食品を消費者のところまで届けることが可能になります。また、システムとしてのPDCAがあることも重要です。HACCPにも検証のステップはありますが、求めていることは限定的です。ISO 22000、FSSC 22000は、マネジメントシステムを構築し、活動の検証・分析・評価、内部監査、マネジメントレビュー、システムの更新および継続的改善を行うことを求めています。マネジメントシステムを構築・運用するメリットは、リスクを特定し、改善を続けることで、実質的な効果が得られることにあります。

■ ISO 22000およびFSSC 22000の登録件数推移

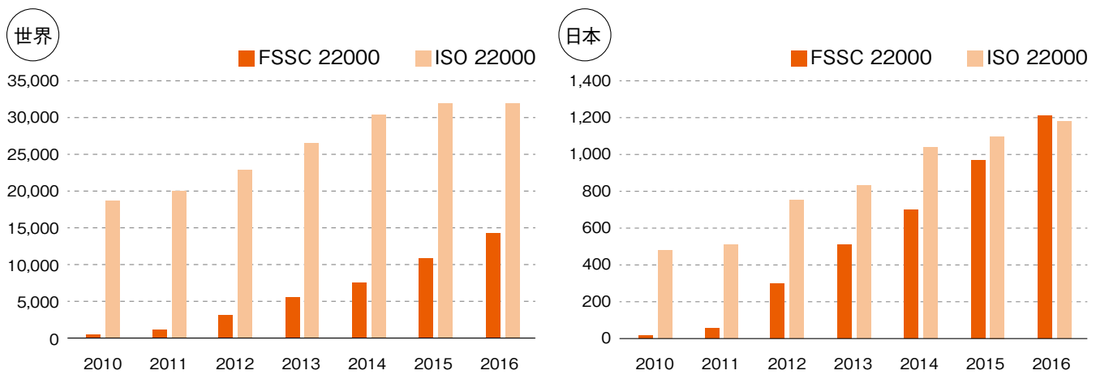

食品をめぐる新たな課題にタイムリーに対応するFSSC 22000

グローバルな流通企業や食品メーカーでは、商品や資材、原料などを供給するサプライヤーにFSSC 22000の認証取得を求める動きが広がっています。日本では2012年頃から認証取得が増えています。

FSSC 22000は、オランダに本部を持つFSSC 22000財団が、制度の設計・維持を行い、知的財産や商標の権利を有する食品安全マネジメントシステムの認証制度です。食品関連企業が順守すべき安全基準を承認し、食品安全を確保する活動を行っているGFSI（Global Food Safety Initiative）承認の食品安全のベンチマーク規格の一つです。GFSIベンチマーク要求事項を満たし、承認を受けた国際標準規格は現在9規格ありますが、FSSC 22000は日本国内で最も多い認証件数がある規格です。GFSIの要求事項は、時代のニーズを反映してタイムリーに改定されますが、この改定に合わせてFSSC 22000も毎年のように改定されています。

例えば2017年7月21日に発表されたFSSC 22000バージョン4.1では、食品防御、食品偽装の予防、アレルゲンの管理などがバージョン3から新たに追加されました。食品防御については、食品防御の脅威に対し管理手段を考え、その管理手段に優先順位を付けて適切な管理手段を実施することが求められています。世界的にも大きな問題となっている食品偽装については、管理手段を食品安全マネジメントシステムの活動に組み入れることを要求しており、原材料を含めたフードチェーン全体から見た食品偽装に対するリスク管理が必要になります。また、アレルゲンの管理については、アレルゲンによる交差汚染のリスク評価の実施、リスクを低減するための管理手段、効果的な実施の妥当性確認と検証および、これらに関する文書化が求められています。

FSSC 22000バージョン4.1では、登録組織は非通知の審査を受け入れることなども追加されています。これは、3年間の登録のサイクルの中にある2回のサーベイランス（定期審査）のうち1回を非通知で行わなければならないというもので、受け入れを拒否した場合は直ちに6ヵ月間の登録の一時停止が宣言されるという厳しい要求になっています。この非通知審査の導入はGFSIの方針に沿ったものであり、審査員は組織に到着後1時間以内に製造現場を訪問して審査を開始することが求められています。

このようなタイムリーな改定により、FSSC 22000は、よりレベルの高い安全安心の証しとして、世界の食品関連企業に支持が広がることが予想されています。現在、JQAのお客さまには、第1段階としてISO 22000の認証を取得し、次に一つ上のステップとして、FSSC 22000に取り組むという組織もあります。

実績豊富なJQAの食品安全マネジメントシステム認証サービス

JQAは、1999年4月、JQAが独自に開発した規格であるISO 9001-HACCPによる食品安全マネジメント規格の認証サービスを開始し、長年にわたって豊富なノウハウを蓄積してきました。ISO 22000については、2005年の規格発行に伴い認証サービスを開始し、国内第1号の認証機関となりました。ISO 22000、FSSC 22000の認証サービスは、多くの食品関連企業から支持をいただき、国内トップクラスの登録件数を有しています。

JQAには、ISO 9001-HACCP、ISO 22000、FSSC 22000など食品安全分野の審査員資格を保有する審査員が多数所属しています。全員が、食品関連企業において製造、品質保証、開発業務などに携わった経験を持っており、多岐にわたる専門性の高い食品業種をカバーしています。

また、審査員や営業部門に対して、規格解釈や審査での事例研究などの教育研修を行い、審査員の視点の統一を図っているほか、食品業界のベストプラクティス、食品関連法令、製品回収情報など、食品審査に必要な情報の共有を行っています。

受審組織へのサポートとして、食品安全の規格改定解説などのセミナー、ギャップ診断（現状と規格要求事項のギャップを診断）、登録組織へはメンバーズサイトで規格の最新情報をタイムリーに発信しています。また、JQA監修の通信教育「よくわかるFSSC 22000入門コース」（PHP研究所）も好評のもと提供中です。

■JQAの食品安全マネジメントシステム審査サービス

●ISO 9001-HACCP

ISO 9001-HACCPは、品質マネジメントシステムの国際規格ISO 9001をベースに、食品安全管理システムを構築するCodex HACCPの考え方を組み込んだJQA独自の規格です。国際的な基準に基づいた食品安全管理に取り組む第一歩として最適なものです。

●ISO 22000

ISO 22000は、衛生面を含めた食品安全管理を実践するためのマネジメントシステムに関する国際規格です。HACCPの食品衛生管理手法をもとに食品安全のリスクを低減し、安全なフードサプライチェーンの展開を実現します。

●FSSC 22000

FSSC 22000は、ISO 22000をベースに、より確実な食品安全管理を実践するためのマネジメントシステム国際規格です。GFSIによって、ベンチマーク規格の一つとして承認されています。

●HACCP単体サービス

JQAでは、HACCPの制度化に伴い、HACCP単体の認証サービスも検討しています。

この記事は、2018年2月末現在の情報に基づいています。■

■ ISO 9001-HACCPとISO 22000、FSSC 22000との関係

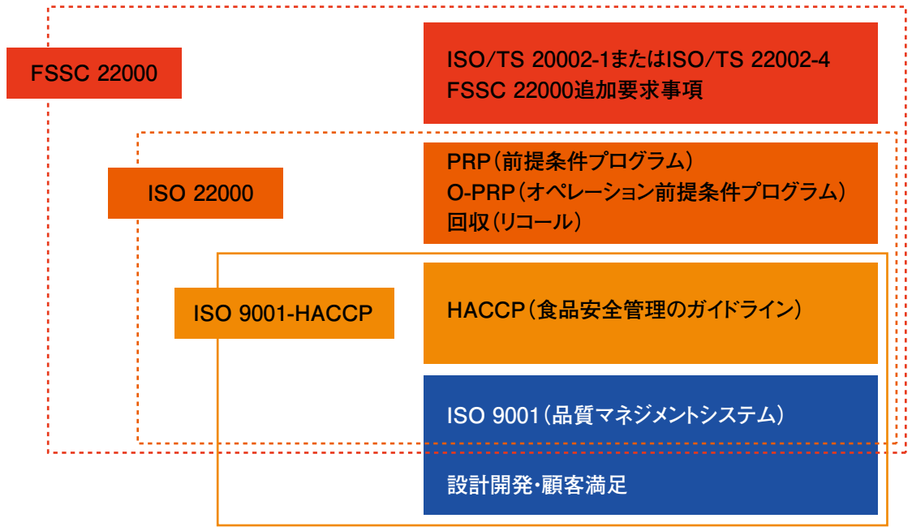

●ISO 22000およびFSSC 22000の認証取得可能なカテゴリー

ISO 22000 とFSSC 22000の認証を取得できるカテゴリーは、以下の表のとおりです（◯は対象、ーは対象外）。また、認証機関によって審査を行える認定範囲も異なり、JQAでは網掛け部分が審査可能です（2018年3月現在）。

クラスタ	カテゴリ		サブカテゴリ		含まれる活動の例 (ISO/TS 22003:2013より抜粋)	ISO 22000	FSSC 22000
農業・畜産・水産	A	畜産・水産（動物生産）	AⅠ	肉/乳/卵/蜂蜜のための畜産	肉、卵、乳又は蜂蜜の生産に利用される動物の飼育育成、狩猟、これに関連する農場でのパッキング及び保管	◯	◯
			AⅡ	魚及び海産物の生産	魚肉の生産に利用される魚及び海産物の飼育養殖、漁獲、これに関連する養殖場でのパッキング及び保管	◯	◯
	B	農業（植物生産）	BⅠ	農業（穀類及び豆類を除く）	植物の栽培又は収穫、これに関連する農場でのパッキング及び保管	◯	ー
			BⅡ	穀類及び豆類の農業	食用の穀類及び豆類の栽培又は収穫、これに関連する農場でのパッキング及び保管	◯	ー
食品及び飼料の加工	C	食品製造	CⅠ	腐敗しやすい動物性製品の加工	魚及び海産物、肉、卵、酪農製品並びに魚加工品を含む、動物性製品の製造	◯	◯
			CⅡ	腐敗しやすい植物性製品の加工	果実、生ジュース、野菜、穀類、ナッツ及び豆類を含む、植物性製品の製造	◯	◯
			CⅢ	腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）	ピザ、ラザニア、サンドイッチ、団子、惣菜を含む、動物性製品及び植物性製品の混合による製造	◯	◯
			CⅣ	常温保存製品の加工	あらゆる食材による、常温で保管及び販売される食品の製造	◯	◯
	D	動物の飼料製造	DⅠ	動物飼料の製造	畜産動物及び養殖魚向けの、単一の食材又は複数の食材の混合による飼料の製造	◯	◯
			DⅡ	犬及び猫用のペットフードの製造 犬及び猫以外のペット用のペットフードの製造	畜産以外の動物向けの、単一の食材又は複数の食材の混合による飼料の製造	◯	◯
ケータリング	E	ケータリング			調理場又は外部調理場における、消費を目的とした食品の調理、保管、又は該当する場合は配送	◯	◯
小売、輸送及び保管	F	流通	FⅠ	小売/卸売り	顧客への最終食品の提供	◯	◯
			FⅡ	食品の仲買/取引	自社の顧客向けの、又は他社の仲介業者としての食品の売買 これに関連する包装作業	◯	ー
	G	輸送及び保管サービスの提供	GⅠ	腐敗しやすい食品及び飼料の輸送及び保管サービスの提供	保管施設及び配送車両を使用した、腐敗しやすい食品及び飼料の保管及び輸送作業 これに関連する包装作業	◯	◯
			GⅡ	常温保存食品及び飼料の輸送及び保管サービスの提供	保管施設及び配送車両を使用した、常温保存食品及び飼料の保管及び輸送作業 これに関連する包装作業	◯	◯
付帯サービス	H	サービス			給水、有害生物の防除、清掃・洗浄サービス、廃棄物処理を含む、食品の安全な製造に関連するサービスの提供	◯	ー
	I	食品包装及び包装資材の製造			食品包装資材の製造	◯	◯
	J	装置の製造			食品加工装置及び自動販売機の製造開発	◯	ー
(生化学)化学製品	K	(生化学)化学製品の製造			食品及び飼料に与える添加物、ビタミン、ミネラル、培養物、香料、酵素及び加工助剤の製造 *農薬、化学薬品、肥料、清掃・洗浄剤（の製造）*	◯	◯ (但し左記の斜体除く)

▒ は、審査をしていますが事前にご相談ください。

日本発のGFSI承認規格JFS-Cの開発状況
―食品安全マネジメント協会（JFSM）からGFSIに申請中

日本発の食品安全マネジメントシステム規格と認証スキームを開発し、GFSI承認を受ける動きがあります。

2015年に有志の食品関係企業と農林水産省が共同で「食品安全マネジメント等推進に向けた準備委員会」を開催、必要となる規格と認証スキーム等が検討されました。その結果をうけて、2016年に設立された一般財団法人食品安全マネジメント協会（JFSM）が中心となって開発した日本発の食品安全マネジメント規格JFS-Cと認証のスキームが2017年に公表されました。

JFS-Cスキームは、国際取引に使われることを意図していますが、日本の企業文化や食文化になじみやすいこと、日本の事業者に分かりやすいこと、国内の規制と国際的なスキームとの整合が考慮されていることが特長です。

JFS規格にはJFS-Cにいたるエントリーモデルとも言うべきJFS-A、JFS-Bという段階的仕組みが含まれています。

なお、GFSIへの承認申請は承認分類ごとに行う規定であり、JFSMは2017年9月にカテゴリー（EⅣ）の承認申請を行っています。その申請は同年11月にGFSIに受理されおり、承認待ちの状態です。承認の進捗はGFSIのWebサイトで確認することができます。

■ GFSI Webサイト　承認の進捗状況

http://www.mygfsi.com/certification/benchmarking/cpos-in-benchmarking-process.html

2018年2月現在、JFS規格がカバーするカテゴリーは下表の色をつけた部分です。

コード	カテゴリー	コード	カテゴリー
AⅠ	肉・乳・タマゴ・蜜用動物の生産	F	飼料の製造
AⅡ	魚介類の生産	G	ケータリング
BⅠ	植物の生産（穀類、豆類を除く）	H	リテール・卸売
BⅡ	穀類、豆類の生産	I	食品安全サービスの提供
C	動物の処理	J	保管及び輸送サービスの提供
D	植物性食品、ナッツ類、穀類の前処理	K	食品及び飼料の加工装置の製造
EⅠ	腐敗しやすい動物性製品の加工	L	化学物質・生化学物質の製造（添加物、ビタミン、ミネラル、バイオカルチャー、調味料、酵素、加工助剤）
EⅡ	腐敗しやすい植物性製品の加工	M	食品及び飼料の加工装置の製造
EⅢ	腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）	N	食品ブローカー／代理店
EⅣ	常温保存製品の加工		

GFSIガイドラインドキュメント「GFSI承認範囲」／農林水産省フードコミュニケーションプロジェクト「食品安全管理・信頼向上に向けた取組（現状と今後の方向性）」より作成

■ JFS規格・認証スキーム／プログラムの全体像

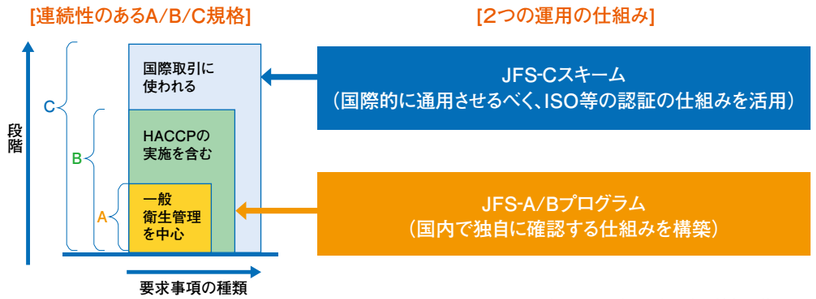

この記事は、2018年2月末現在の情報に基づいています。

特集Ⅲ

個人情報保護マネジメントシステム JIS Q 15001:2017の発行

2017年12月20日、個人情報保護マネジメントシステムの要求事項JIS Q 15001:2017が発行されました。

ここではJQA審査事業センター 情報審査部 部長 秋山 宏幸と、JIS Q 15001審査員の中村 春雄が、JIS Q 15001の2006年版から2017年版への改正の経緯と新規格の特長、および組織がJIS Q 15001を活用するためのポイントを解説します。

審査事業センター
情報審査部 部長
秋山 宏幸

JIS Q 15001 審査員
中村 春雄

個人情報保護に対する社会的関心の高まりと法改正

JIS Q 15001は、個人情報保護を目的として、さまざまな組織が個人情報を適切に管理するためにマネジメントシステムを確立し、実施・維持し、継続的に改善するための要求事項を定めた日本工業規格です。2017年版のJIS Q 15001は、同年5月に改正施行された「個人情報の保護に関する法律（以下 改正個人情報保護法）」への整合を図るために2006年版のJIS Q 15001が改正されたもので、1999年の第1版から数えて第3版に相当します。

近年、個人情報保護の社会的関心が一段と高まっています。その背景にはインターネットをはじめとする情報通信技術の急速な発展と革新があります。スマートフォンやクラウドコンピューティングなどがめざましい勢いで普及し、IoT（モノのインターネット）(*1)やビッグデータ、AI（人工知能）の活用が急速に進んでおり、革新的な技術やサービスが続々と登場しています。また、ビジネスのグローバル化と相まって、個人情報も国境を越えてやり取りされるようになっています。

このような社会の変化に伴い、個人情報が漏洩し、悪用されるリスクも一段と高まっています。情報システムへのウイルス感染や不正アクセスによって、大量の個人情報が漏洩する事故も数多く発生しており、その結果、組織の信用の失墜や事業の停滞に加え、損害賠償や罰金などによる財務的損失などの不利益も増大しています。例えば欧州で1995年10月に採択された「EU個人情報保護指令」が、2018年5月に「EU一般データ保護規則（GDPR(*2)）」として改正施行されます。欧州に子会社などがある日本企業が同規則の個人情報保護義務に違反した場合、その企業は2千万ユーロ（1€≒130円として、約26億円）、あるいは全世界の年間総売上の4%のいずれか高い方という高額の制裁金が科せられることになりました。

一方、ビッグデータやAIの活用では、位置情報や購買履歴などの蓄積した大量のデータ分析により、マーケティングや個人へのサービスの向上に加えて、道路の渋滞緩和や移動時間の短縮、人々の健康・医療情報の活用により医療の発展や病気の予防に役立てるなど、新たな技術革新が期待されています。そのために、個人情報の利用は単に制限するだけでなく、適切なルールのもとで個人情報の有用性を確保する必要が高まっています。

このような個人情報を取り巻く環境変化を受けて、わが国では個人情報保護法が改正されました。同法の改正のポイントは、1.個人情報の定義の明確化、2.適切な規律のもとでの個人情報の有用性の確保、3.個人情報の流通過程の適正さ確保、4.権限が強化された個人情報委員会の新設、5.個人情報の取り扱いのグローバル化への対応、6.本人の開示、訂正、利用停止等の求めは、裁判でも行使できる請求権であることの明確化、の6点です。

2017年版JIS Q 15001のポイント

今回のJIS Q 15001改正の目的は、この規格のマネジメントシステムとしての位置づけを明確化するとともに、2017年5月に施行された改正個人情報保護法に対応する管理策を追加することです。JIS Q 15001:2017には、以下のようなポイントがあります。

（*1）Internet of things:
無線タグなどのセンサーやコンピューターが組み込まれたあらゆるモノがインターネットに接続されること。そこから得られるデジタルデータを利用して新たな価値やサービスを提供することができるため、例えば製造業ではハードウエアにとどまらず「モノ＋サービス」のビジネスへの新展開も期待されている。

（*2）GDPR:
26ページのコラム参照。

1. ISOマネジメントシステム規格の共通要素に基づいた規格構成の採用

2017年版のJIS Q 15001では、マネジメントシステムに関する要求事項を記載した本文と、管理目的及び管理策を記載した附属書Aに分離されました。さらに、附属書Aの管理策に関する補足を記載した附属書Bと、安全管理措置に関する管理目的及び管理策を記載した附属書C、新旧規格の箇条の対応を目次ベースで示した附属書Dからなっています。

このうち規格の本文は、ISOマネジメントシステム規格の共通要素（ISOマネジメントシステム規格を開発または改定する際に用いる規格構造、共通テキスト（要求事項）、共通用語・定義）が採用され、規格の基本構造が他のISOマネジメントシステム規格と共通になりました。さらに、個人情報保護と情報セキュリティとは安全管理措置の点で共通する事項が多いことから、情報セキュリティマネジメントシステムの要求事項ISO/IEC 27001:2013をほぼそのまま引用しています。基本的には、ISO/IEC 27001の「情報セキュリティ」という言葉をJIS Q 15001では「個人情報保護」に置き換えたと考えてよいと思います。

2. 2006年版の要求事項を踏襲し移行に配慮

2017年版のJIS Q 15001では、2006年版の要求事項を附属書A「管理項目及び管理策」に、箇条を含めてほぼそのまま引用したうえで、新たに改正個人情報保護法への対応を追加しています。2006年版の考え方を踏襲することで、2006年版に基づいて構築された個人情報保護マネジメントシステムからの移行も容易になるよう配慮されています。

また、管理策に関する補足を記載した附属書Bは、2006年版のJIS Q 15001の要求事項解説をほぼそのまま引用しています。附属書Bは、箇条が附属書Aと完全に対応しており、附属書Aの各管理策に対応していることが明確になっています。

3. 改正個人情報保護法に対応した要求事項を追加

附属書Aでは、個人情報保護法の改正に対応して、以下の項目が変更または追加されています。

a) “特定の機微な個人情報”を、“要配慮個人情報”に変更
b) “個人情報”としていた要求事項の一部を、個人情報保護法の規定に合わせて“個人データ”に変更
c) “開示対象個人情報”を“保有個人データ”に変更
d) 外国にある第三者への提供の制限を追加
e) 第三者提供に係わる記録の作成などを追加
f) 第三者提供を受ける際の確認などを追加
g) 匿名加工情報を追加

a)～c)は、改正個人情報保護法の用語に合わせて変更されました。また、d)は、グローバル対応のため追加された項目。e)～f)は、個人情報が不正に名簿業者に提供された事件を受けて追加された項目です。g)の「匿名加工情報」というのは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを指し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取り扱いについての規律を設けたものです。ビッグデータの活用による革新的なビジネスやサービスの向上のための追加項目です。

4. 情報の安全管理措置については、ISO/IEC 27001を引用

附属書Cでは、ISO/IEC 27001の附属書Aをほぼそのまま引用しています。2006年版は、安全管理措置について、経済産業省のガイドラインをはじめとした各省庁から出ているガイドラインを参考にしていましたが、2017年版では、リスクアセスメントの結果、必要であれば実施する管理策としてISO/IEC 27001の管理策が規定され、JIS Q 15001とISO/IEC 27001の関係が明確化されました。

■ JIS Q 15001とISO/IEC 27001の関係図

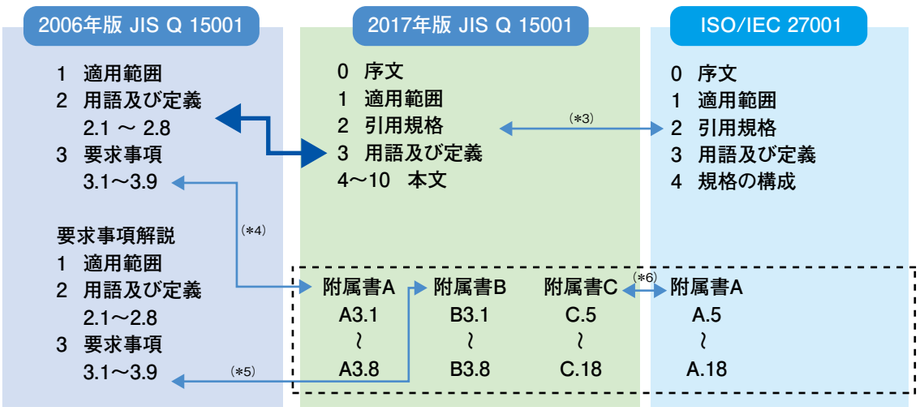

(*3)2017年版 JIS Q 15001はISO/IEC 27001をほぼそのまま引用
(*4)附属書Aは2006年版JIS Q 15001を箇条も含めてほぼそのまま引用
(*5)附属書Bは2006年版JIS Q 15001要求事項解説をほぼそのまま引用
(*6)附属書CはISO/IEC 27001附属書Aをほぼそのまま引用

2017年版JIS Q 15001のメリット

2017年版のJIS Q 15001には、上記のようなポイントがあることから、今後組織が個人情報保護に取り組むうえで、さまざまなメリットが期待できます。

1. 個人情報の管理体制を確立、顧客からの信頼向上

組織として活動するうえで、ほとんど全ての組織が内外のさまざまな個人情報を取り扱います。また、国際ビジネスにおいても個人情報保護の重要性が一段と高まり、適切な管理を行わないことによる不利益が増大しつつあります。このため、JIS Q 15001は、今後業種や組織の規模を問わず個人情報保護を扱うあらゆる組織が取り組み、有効に活用できるマネジメントシステムです。

組織がJIS Q 15001に取り組むことで、以下のような効果が期待できます。

- 個人情報保護におけるリスクの低減
- 個人情報を適切に管理・利用する組織体制の確立
- 個人情報に関連する内外の法改正や変化への対応・維持
- 認証取得による取引先からの信頼向上
- 第三者監査を受けることによる自社とは違った視点での改善点の発見

2. 他のマネジメントシステムとの一体運用がしやすい

2017年版のJIS Q 15001では、規格の構成にISOマネジメントシステム規格の共通要素が採用されたことにより、ISO/IEC 27001やISO 9001など他のマネジメントシステムを運用する組織が、JIS Q 15001をそれらと一体的に運用することが一段と容易になりました。

ISO/IEC 27001が、機密性、完全性、可用性をバランスよく維持することを目的とするマネジメントシステムであるのに対して、JIS Q 15001は機密性、完全性、可用性の維持に加えて、本人からの同意を得た利用目的以外の利用をしないなど個人情報保護法への対応を含めたマネジメントシステムです。したがって、ISO/IEC 27001を運用してきた組織は、組織の個人情報管理の追加部分に取り組むことで、個人情報を含めた情報管理が可能になります。

JQAでは、JIS Q 15001単独での審査に加え、ISO/IEC 27001との組合せ審査サービスも提供しています。JIS Q 15001とISO/IEC 27001の両者を組み合わせることで、個人情報の管理をより一層強化し、効率的で効果的な情報資産の保護と活用を実現することができます。

3. 情報セキュリティマネジメントシステムのエントリーモデルとしても活用が可能

ISO/IEC 27001は組織が持つ情報全般を対象としていますが、JIS Q 15001は個人情報のみを対象とします。

「情報セキュリティについて管理体制を確立する必要があるが、情報全体に取り組むことは負担が大きい」と考

■ 2017年版JIS Q 15001の認証および移行スケジュール

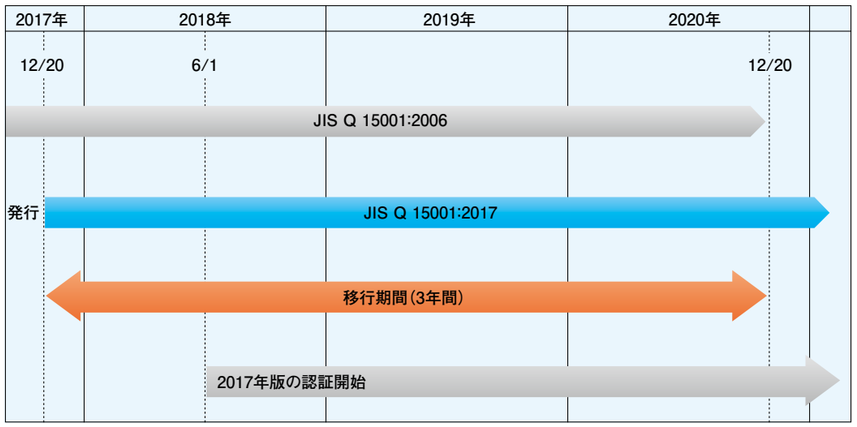

■ JIS Q 15001:2017の構成

0 序文
0.1 概要
0.2 他のマネジメントシステムとの近接性
1 適用範囲
2 引用規格
3 用語及び定義
4 組織の状況
4.1 組織及びその状況の理解
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解
4.3 個人情報保護マネジメントシステムの適用範囲の決定
4.4 個人情報保護マネジメントシステム
5 リーダーシップ
5.1 リーダーシップ及びコミットメント
5.2 方針
5.3 組織の役割,責任及び権限
6 計画
6.1 リスク及び機会に対処する活動
6.2 個人情報保護目的及びそれを達成するための計画策定
7 支援
7.1 資源
7.2 力量
7.3 認識
7.4 コミュニケーション
7.5 文書化した情報
8 運用
8.1 運用の計画及び管理
8.2 個人情報保護リスクアセスメント
8.3 個人情報保護リスク対応
9 パフォーマンス評価
9.1 監視,測定,分析及び評価
9.2 内部監査
9.3 マネジメントレビュー
10 改善
10.1 不適合及び是正処置
10.2 継続的改善
附属書A(規定)管理目的及び管理策
附属書B(参考)管理策に関する補足
附属書C(参考)安全管理措置に関する管理目的及び管理策
附属書D(参考)新旧対応表
参考文献
解説

えている組織は、JIS Q 15001は範囲が個人情報に限定されているので情報セキュリティマネジメントシステムのエントリーモデルとして、まずJIS Q 15001に取り組み、社内および委託先や顧客の個人情報を適切に管理し、段階的に技術情報や財務情報を含めた情報セキュリティマネジメントシステムに体制を拡大するという進め方も現実的な方法です。

4. 2006年版からの移行も容易

2017年版のJIS Q 15001は2006年版の要求事項をほぼ踏襲していることから、2006年版で認証を取得している組織は、変更された要素と新たに加わった要素に取り組むだけで容易に移行できます。

また、先述しているとおり、2017年版では2006年版と違い、ISOマネジメントシステムの共通要素を採用していることから、規格の基本構造と用語、共通テキストが他のISOマネジメントシステム規格と共通になりました。この点、JQAでは従来からJIS Q 15001をISO規格同様にマネジメントシステムとして審査、認証を行ってきましたので、JQAで認証を取得されているお客さまは、2017年版に違和感なく取り組めると考えられます。

2017年版での審査および移行審査のスケジュール

JQAでは、2017年版のJIS Q 15001の認証を2018年6月1日から開始します。また、2006年版から2017年版への移行期間は、規格発行から3年間です。したがって移行期限は2020年12月20日です。

■

欧州連合で2018年5月に施行 個人データ保護を強化する規則（GDPR）

一般データ保護規則（GDPR: General Data Protection Regulation）は、欧州経済領域（EU加盟28ヵ国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）と個人データをやり取りするほとんどの企業や機関・団体が適用対象となり、同規則への違反行為には高額の制裁金が科されるリスクがある。日本貿易振興機構（JETRO）では、2017年8月に「EU一般データ保護規則（GDPR）」に関わる実務ハンドブック（実践編）の公開を通じて、EUの個人情報保護対応は、日本企業の欧州向けビジネスに大きな影響を与える経営事項であり、高い優先順位をつけて対応を行う必要があると警告している。

また、2018年2月には、日本経済新聞社がGDPRに対する日本企業と経済産業省、総務省の対応と個人情報保護規制の整備と運用強化に関する記事を掲載している。

JETRO Webサイト

この記事は、2018年2月末現在の情報に基づいています。

規格情報

ITサービスマネジメントシステム ISO/IEC 20000-1改定

ITサービスマネジメントシステム(ITSMS)　ISO/IEC 20000-1（以下ISO/IEC 20000）の改定が進められています。2017年11月1日には、DISが発行されていて、国際規格（IS）となるのは2018年秋から冬の見通しです。現在明らかになっている規格改定の概要と改定・移行のスケジュールを紹介します。

規格の構成が他のISOマネジメントシステム規格と共通化

ISO/IEC 20000は、ITを活用してサービスを提供する組織を対象に、組織が提供するITサービスの内容やリスクを明確にし、有効性および効率性につながるサービスの管理、継続的改善を実現するための枠組みを示す国際規格です。現在進められている改定のポイントは、規格にISOマネジメントシステム規格の共通要素が採用されることです。

従来のISO/IEC 20000:2011では、箇条4（サービスマネジメントシステム）に含まれていた要求事項が、DISでは共通要素の章立てに従って、箇条4（組織の状況）、箇条5（リーダーシップ）、箇条7（支援）、箇条9（パフォーマンス評価）、箇条10（改善）に分かれました。一方、従来の箇条5から箇条9に記載されていたプロセスの要求事項（5.新規サービス又はサービス変更の設計及び移行、6.サービス提供プロセス、7.関係プロセス、8.解決プロセス、9.統合的制御プロセス）は、箇条8（運用）で扱われます。

改定による変更は、上記のとおり規格の構成の変更が中心で、要求事項に大きな変更はない見通しです。

国際規格（IS）は2018年秋から冬頃に発行の見通し

改定版のISO/IEC 20000は、ISO/IEC 27001やISO 9001など、他のISOマネジメントシステムとあわせて運用しやすくなります。これまでISO/IEC 20000で認証を取得していた組織は、組織が取り組むべき内容に大きな変更がないため、大きな負担なく改定版への移行ができると考えられます。また、新たにISO/IEC 20000に取り組む組織にとっては、共通要素の採用によって規格の理解、運用が容易になると思われます。

ISO/IEC 20000は、2018年夏ごろに最終国際規格案（FDIS）、秋から冬にかけて国際規格（IS）化される見通しです。JQAでISO/IEC 20000の認証を取得されているお客さまには、Webやセミナーなどを通じて、明らかになった情報を逐次お届けしていく予定です。

■

■ ISO/IEC 20000の改定および移行スケジュール

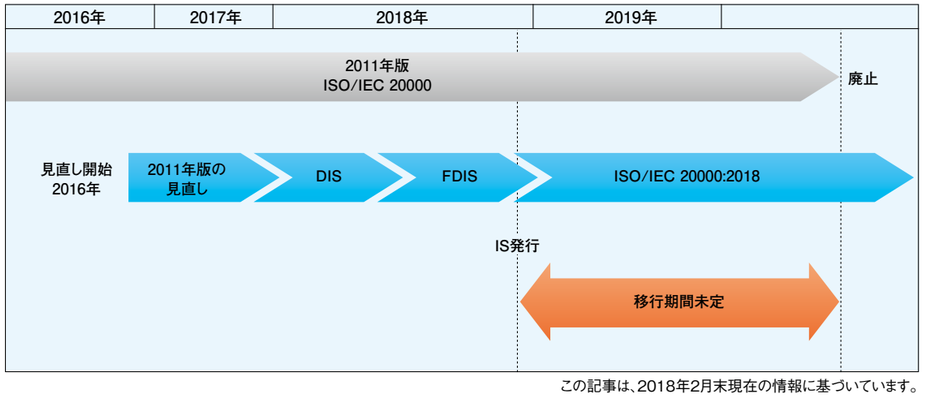

この記事は、2018年2月末現在の情報に基づいています。

Business Frontline

JQAの教育サービス案内

マネジメントシステムを推進する人材をどのように育成していますか。

JQAでは、eラーニングサービスやDVD、専門書籍、通信教材などの教育ツールを提供しています。

eラーニングサービス

IATF 16949:2016規格解説コース

自動車産業に特化した品質マネジメントシステムの国際規格IATF 16949:2016を、インターネット接続のパソコン環境があれば時間や場所を選ばず学習できるeラーニングコースです。

規格に精通したJQA審査員が作成しており、規格の概要をはじめ、要求事項の内容や製品設計プロセス、製造プロセスなどで押さえておくべきポイントを学べます。各講義で出題される試験に全問正解すると次の講義に進み、全8講義を修了すると修了証をダウンロードすることができます。

すでに内部監査員として活躍している方はもちろんのこと、一からIATF 16949:2016の知識を習得したい方にもご活用いただける内容となっています。

試験画面

※受講にあたり、書籍「IATF 16949:2016解説と適用ガイド IATF承認取得及び維持のためのルール第5版対応」を熟読いただきます。
※スマートフォンやタブレットによる動作は保証いたしかねます。

提供事業者　一般財団法人 日本品質保証機構
構　　成　8講義（標準受講時間:1講義あたり60分、計480分）
価　　格　受講者1名（1 ID）につき18,000円（税別）
※価格には、書籍「IATF 16949:2016 解説と適用ガイド IATF承認取得及び維持のためのルール第5版対応」の代金を含みます。
※一度に5 ID以上をご購入いただくと割引価格が適用されます。
※当機構でIATF 16949（ISO/TS 16949）をご登録の組織の方にはご購入総額に対して10%が割引されます。
申し込み　当機構ウェブサイトからお申し込みください。

JQA　eラーニング　検索

書籍表紙

eラーニングサービス

ISO 9001 / ISO 14001内部監査員 2015年版移行コース

ISO 9001 / ISO 14001:2015年版に精通したJQA主任審査員が作成したeラーニングコースです。2008年版の内部監査員で、2015年版の知識を習得したい方を対象としています。本コースは、8つの講義からなり、2015年版の概要と2008年版からの主要な変更点および内部監査のポイントを学習いただけます。各講義で出題される試験に全問正解すると次の講義に進み、全ての講義を修了すると修了証をダウンロードすることができます。インターネット接続のパソコン環境があれば時間や場所を選ばず受講が可能であり、管理担当者は受講者の受講状況を随時確認することができます。2015年版の内部監査教育の一環として、ぜひご活用ください。

※スマートフォンやタブレットによる動作は保証いたしかねます。

提供事業者　一般財団法人 日本品質保証機構
構　　成　8講義（標準受講時間:1講義あたり30分、計240分）
価　　格　受講者1名（1 ID）につき5,500円（税別）
※一度に5 ID以上をご購入いただくと割引価格が適用されます。
※当機構でISO 9001をご登録の組織の方はご購入総額に対して10%が割引されます。
申し込み　当機構ウェブサイトからお申し込みください。

JQA　eラーニング　検索

試験画面

DVD

ISOマネジメントシステム　内部監査のポイント
～ISO 9001／ISO 14001規格理解から実践まで～

2015年版 ISO 9001、ISO 14001に対応した内部監査員の育成・教育を行うための教材です。内部監査員として理解しておくべき2015年版規格のポイントと内部監査員の役割や監査の進め方などの基礎的な内容から、製造業・建設業・サービス業の実際の現場で起こりがちな場面を想定したケーススタディを通じて内部監査で押さえておきたいポイントを学習いただけます。

制作・著作　株式会社PHP研究所
発 行 日　2016年1月28日
監　　修　一般財団法人 日本品質保証機構
解　　説　森廣義和（一般財団法人 日本品質保証機構　顧問・JQA認定審査員）
構　　成　DVD-Video全4枚（1枚31～86分）／巻別テキスト付
内　　容　Disc1:内部監査員が理解しておくべきISO規格のポイント
Disc2:内部監査員の役割と監査の進め方
Disc3:内部監査員ケーススタディ（ISO 9001）
Disc4:内部監査員ケーススタディ（ISO 14001および統合システム）
価　　格　セット価格　166,400円
Disc1:27,700円／Disc2:27,700円／Disc3:55,500円／Disc4:55,500円
※価格は、JQA紹介の割引価格であり、全て税別です。
申し込み　株式会社PHP研究所のウェブサイト（http://www.php.co.jp）よりご確認ください。
※株式会社PHP研究所のウェブサイトから購入する場合、申し込みフォームの備考欄に「JQA紹介割引適用希望」と入力することで、割引価格が適用されます。（入力がない場合は、通常価格180,000円（税別）が適用されます）

PHP研究所のウェブサイト

書籍

内部監査力パワーアップの秘訣!!【改定2015年版　ISO 9001対応】

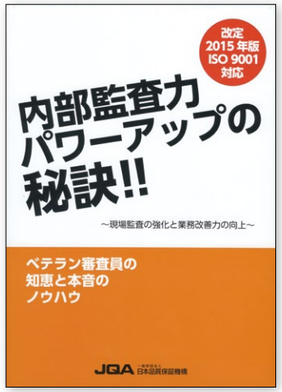

JQAのベテラン主任審査員の知恵と本音のノウハウを凝縮した一冊です。第一セクションは、ISO 9001:2015規格に即して、規格改定のポイントや各要求事項の関連性を解説しながら、新たに必要となる内部監査の視点をご紹介しています。また、第二セクション・第三セクションは、内部監査強化の基本的な考え方と具体的な実践方法を分かりやすく解説。内部監査を有効活用し業務改善につなげるヒント集として、ISO 9001以外にもご活用いただける書籍です。

編著・発行　一般財団法人 日本品質保証機構
発 行 日　2016年12月21日
構　　成　B5判・189ページ
内　　容　●第一セクション:現場で活用するISO 9001:2015
●第二セクション:内部監査力強化の基本
●第三セクション:内部監査の指摘力、及び是正力強化の実践編
※第一セクションは、eラーニングサービス（ISO 9001内部監査員2015年版移行コース）の教育材料と同じ内容です。
価　　格　3,500円（税別）＋別途送料
※次の場合は購入総額に対して10%を割引します。
・当機構で各種マネジメントシステムをご登録の組織の方
・当機構のeラーニングサービス（ISO 9001内部監査員2015年版移行コース）をご受講の方
申し込み　当機構ウェブサイトでお申し込みください。

JQA　内部監査力　検索

申し込み画面

書籍・オンライン書籍

Q&A わかりやすい環境法規制の手引

環境に関して「こんな問題が起きた時にどうすればいいか」について、Q&A形式で分かりやすく解説します。広範な環境規制の中から、企業が順守すべき事項を取り上げているほか、規制の適用対象となるか否かを判断できる「一覧表」と「フローチャート」も掲載しています。加除式の書籍で、法律の改正に合わせて年2回追録版が発行されます。また、検索が容易で最新データが更新されるオンライン書籍も発売しています。

編　　集　一般財団法人 日本品質保証機構
構　　成　B5判、全2巻（ケース付）、1,762ページ／オンライン書籍
発　　行　新日本法規出版株式会社
発 行 日　2008年10月20日（初版）
価　　格　書籍11,500円（税別）＋別途送料
※追録版と合わせてのご購入となります
オンライン書籍9,600円（税別）
申し込み　新日本法規出版株式会社のウェブサイト
（http://www.sn-hoki.co.jp）でご確認ください。

新日本法規出版のウェブサイト

書籍

タイにおける環境法規

JQAの海外子会社であるJQA ASIA (Thailand) Co., Ltd.によって、現在施行されているタイ国内の環境関連法（2015年6月末までに発布されたもの）を収録し、2ヵ国語（タイ語、日本語）で併記したものです。タイに進出されている日系企業向けに販売し、好評をいただいています。

著作・監修　JQA ASIA (Thailand) Co., Ltd.
発　　行　一般財団法人 日本品質保証機構
発 行 日　2016年2月15日
構　　成　A4判・148ページ
価　　格　13,000円（税別）＋別途送料
申し込み　当機構ウェブサイトでお申し込みください。

JQA　タイ　環境法規　検索

申し込み画面

通信教材

よくわかるFSSC 22000入門コース【FSSC 22000認証スキーム Version 4対応】

食品製造工場のリーダーから若手社員までを対象にした通信教育教材です。食品製造の現場を知り尽くしたJQAのスペシャリストが監修・執筆しました。FSSC 22000の認証を取得するために必要な食品安全やFSSC 22000に関わる知識、実際の審査の進め方などを分かりやすく解説し、食品安全チームメンバーとしての基礎知識を身につけることができます。すでに取り組んでいる企業の方、導入を検討中の企業の方のそれぞれでご活用いただけます。

制作・著作　株式会社PHP研究所
発 行 日　2014年3月4日
監　　修　一般財団法人 日本品質保証機構
執筆講師　森廣義和（一般財団法人 日本品質保証機構　顧問・JQA認定審査員）
構　　成　〈通信教材〉受講期間2ヵ月、テキスト2冊、添削2回
内　　容　第一部　安全な食品を作るための日常作業
第二部　安全な食品を作る仕組み
第三部　FSSC 22000の審査と登録
価　　格　JQA登録組織（法人）
1人あたり13,500円（税別）<特別割引価格>
申し込み　当機構のウェブサイトより、専用のリーフレットをダウンロードし、注文用紙にご記入の上、FAXでお申し込みください。

注文用紙

JQA マネジメントシステム情報誌
ISO NETWORK
Vol.29（通算66号）
不定期刊　2018年3月発行
発行●　一般財団法人 日本品質保証機構
マネジメントシステム部門

■ JQAマネジメントシステム部門事業所

●企画センター
〒101-8555（JQAの固有番号です）
東京都千代田区神田須田町1-25
JR神田万世橋ビル17F
TEL:03-4560-5710　FAX:03-4560-5760

●ISO関西支部
〒532-0003
大阪府大阪市淀川区宮原4-1-9
新大阪フロントビル2F
TEL:06-6393-9040　FAX:06-6393-9056

●ISO中部支部
〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30
名古屋三井ビルディング本館9F
TEL:052-533-9221　FAX:052-533-9279

●ISO東北事務所
〒024-0051
岩手県北上市相去町山田2-18
北上オフィスプラザ5F
TEL:0197-67-0031　FAX:0197-67-0033

●ISO九州事務所
〒812-0011
福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8
住友生命博多ビル11F
TEL:092-432-4810　FAX:092-432-4811

■ 当誌に関するご意見・お問合せ先

一般財団法人 日本品質保証機構
マネジメントシステム部門
企画センター　ISO NETWORK 編集部

〒101-8555（JQAの固有番号です）
東京都千代田区神田須田町1-25
JR神田万世橋ビル17F
TEL:03-4560-5757　FAX:03-4560-5760

一般財団法人 日本品質保証機構
URL http://www.jqa.jp

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。